

# 職場の受動喫煙防止対策講習会のご案内 (厚生労働省委託事業) (岐阜労働局・各監督署後援)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 岐阜支部

労働安全衛生法が改正され、  
職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 82 号)が公布され、平成 27 年 6 月 1 日から施行されました。

「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるって御参加いただきますようご案内申し上げます。

## 記

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

日時：平成 29 年 12 月 1 日(金) 13 時 30 分から 15 時 30 分

場所：ワークプラザ岐阜 大会議室 (3 階・302) 岐阜市鶴舞町 2-6-7

内容：① 受動喫煙による健康への有害性

② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③ 職場の受動喫煙防止対策の必要性と関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組み (安衛法改正の内容含む。厚生労働省岐阜労働局健康安全課長様の講義。)

④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

(厚生労働省の支援制度 (助成金制度を含む) についても紹介します。)

参加要領：以下のメールアドレスに事業所名、参加者名、ご連絡先の電話番号を記載してお送りください。ファックスでも結構です。

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 岐阜支部

(支部のファックス番号 0574-69-1053、メールアドレス t-mizuno@ma.ctk.ne.jp)

申込期限：11 月 30 日

参加費：無料 (テキスト等も無料)

以上

問合せ先：事務連絡担当者

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 岐阜支部 事務局 水野 武

TEL 0574-65-5088 FAX 0574-69-1053 Eメール t-mizuno@ma.ctk.ne.jp

携帯 TEL 090-1747-9654

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会出席申込

ファックス番号 0574-69-1053

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 岐阜支部

12月1日の説明会に出席します。

ご所属：\_\_\_\_\_

お名前：\_\_\_\_\_

ご連絡先：電話番号：\_\_\_\_\_